

STEP 1 (株) はままつ共創リエゾン奏※ (以下、奏) への事前相談

[お問い合わせフォーム](#) (クリックいただくとページに移動) からご連絡ください。奏の担当者からご連絡いたします。

本学で対応する研究者が決定している場合

本学で対応する研究者が未決定の場合

民間機関等のご担当者様と、本学研究者および奏コーディネータとの間で、研究内容及び条件等について検討します。

民間機関等のご担当者様と奏コーディネータとの間で相談し、研究者を決定します。

※ (株) はままつ共創リエゾン奏は、共同研究・受託研究をプロデュースする浜松医科大学が設立した株式会社です。

STEP 2 共同研究に向けた必要書類のご案内



- ・ご相談、打合せを経て、共同研究の実施に合意しましたら、奏から ①共同研究申請書 ②共同研究契約書の雛型を送付いたします。
- ・民間機関等は、①を奏にご提出ください。
- ・②は奏が契約交渉窓口になります。この段階から契約交渉は可能です。
- ・本学研究者は、③共同研究実施計画書を奏にご提出ください。

STEP 3 共同研究の受入審査・決定



- ・奏が①および③の内容を確認し、大学へ提出します。
- ・大学の産学連携・知財活用委員会 (8月を除き、毎月1回開催) において、受入れの可否を審査します。

STEP 4 共同研究契約の締結



- ・契約は民間機関等、大学、奏の三者契約となります。
- ・三者間で合意しましたら、共同研究契約書を締結します。
- ・**研究は、共同研究契約の締結をもって開始となります。**

STEP 5 共同研究費の納付



- ・大学が請求書を発行いたします。
- ・お振込みにより納付をお願いいたします。

STEP 6 研究実施／研究進捗報告会 (適宜)



- ・民間機関等と本学研究者が共同で研究を実施し、奏はマネジメントを行います。
 - ・時期を相談の上、必要に応じて研究の進捗状況の報告会を開催します。
- 日程調整などは奏が行います。

STEP 7 研究終了・研究実績報告



- ・研究終了時、研究実績報告書 (様式任意) を作成いただきます。

※研究過程で発明が生じる可能性がある場合は、奏にお知らせください。別途必要な手続きをご案内いたします。